

諮問番号：諮問第 199 号

答申番号：答申第 199 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市中央福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 二男の万引き代金等を、これまで審査請求人が立て替えており、親権者の変更により二男のアルバイト収入の積立額から清算をした。

これについて保護費の返還を求められたことが不服である。

- (2) 二男が前夫と同居することとなり（親権移動）、二男の負債を清算させた。処分庁は、修学旅行費と使用目的が異なるとの言い分であるが、二男が引き起こした負債で親権者（保護者）が変わることで清算は当然である。

- (3) 二男の預金は、万引きの弁償、携帯電話のローンなどで、審査請求人の生活費には全く使用していないのに、今回、審査請求人の生活費より返還、徴収することは、目的が異なりどうしても返還、徴収するのであれば、新しい親権者（保護者）からすべきではないか。

- (4) 処分庁は、審査請求人が返還徴収に理解を示したとするが、二男の万引き、携帯電話料金、機種代、親権者移動など全て親の責任として押し付けられ、感情的になり返答せざるを得ない状況で、返還徴収に対して納得した訳ではない。

さらに二男が修学旅行費のために預金をしていた通帳からお金を引き出したとのことで使用目的が違うと言われ、返還請求を受けた訳だが、預金通帳の中に返還徴収する金額が入っていれば返還徴収しなくてもよいのか。

(5) 二男が犯した後始末に対し、生活費より^{原文ママ}聴取、賠償、謝罪後、万引きした品物は、分別を行い処分している。

二男は既に善悪を判断ができる年齢であり、住民移動先で保護を受給している。二男より返還させるべきものと考え、審査請求人の生活費より二重に請求することに納得できない。

(6) 本来、生活保護の目的は、困窮者の救済で、二男のアルバイト料は修学旅行等の経費として預金をしていたもので、それをいきなり目的外使用であるからと法的規制等を振りかざす返還というものではなく、心情を考慮した上、判断をお願いする。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 法第63条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3の(3)のクの(ア)は、収入として認定しないものとして、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額を挙げている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第8の間58は、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、修学旅行費等にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよい旨を定めている。

令和元年11月11日、処分庁は審査請求人から、審査請求人の二男(以下「二男」という。)が同月3日からアルバイトを開始したとの報告を受けており、同月12日、処分庁は審査請求人から、二男のアルバイト収入について、自動車学校費用や奨学金

の償還費用に充てることができないか相談を受けている。

また、令和元年 11 月 27 日、処分庁は審査請求人から二男の修学旅行費用の明細として「修学旅行の旅行代金等について」を受領し、二男の希望する旅行先に係る旅行代金について、平成 30 年度実績として 177,000 円との記載があったことを確認した上で、二男の収入認定除外した金額は、定期的に確認するので別口座に入金しておくよう指導している。

そして、令和元年 11 月 28 日、処分庁は、二男の就労収入から基礎控除、未成年者控除及び必要経費を超えた額を認定除外することとし、修学旅行費用が貯まったのち、運転免許費用、奨学金返済費用に充当することとしている。さらに、処分庁は、令和元年 12 月から令和 2 年 3 月において、世帯員を審査請求人及び二男とした上での保護費の算定を行い、二男のアルバイト収入から、基礎控除、未成年者控除及び必要経費を超えた額の合計 62,373 円を除外したことが認められる。

しかしながら、令和 2 年 6 月 3 日に二男の収入認定除外額を管理していた普通預金口座から、その時点の口座残額の全額である 76,452 円が引き出されており、同年 8 月 13 日、処分庁は、審査請求人から、二男の収入認定除外額について、二男の携帯電話代、二男が万引きした費用、審査請求人の貯金箱から二男が盗んでいた額の補填に充てた旨を聴取したことが認められる。

このことから、審査請求人は、令和元年 12 月から令和 2 年 3 月の間、二男の高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額であるとして収入認定除外されていた修学旅行費について、目的外に費消したことが認められるため、認定除外した金額について、収入として認定する必要があるといえる。

また、処分庁は審査請求人世帯に対し、令和元年 11 月から令和 2 年 3 月までの保護費において、62,373 円を収入から除外しているため、同期間において、少なくとも 62,373 円の保護費が支給されたことが認められる。

したがって、審査請求人は、令和元年 12 月から令和 2 年 3 月までの間、法第 63 条に規定する「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」場合に該当することから、処分庁が、二男の修学旅行費としてアルバイト収入から除外した 62,373 円について、法第 63 条に規定する資力があるとして費用返還義務を認め、返還対象額としたことについて不合理な点はない。

2 返還額の決定について

- (1) 法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年 7 月 25 日判決・判例地方自治 455 号 72 頁参照）。
- (2) 処分庁は、二男のアルバイト収入から、基礎控除、未成年者控除及び必要経費を超えた額について、令和元年 12 月から令和 2 年 3 月の保護費の算定において収入から除外しており、その合計額は 62,373 円であることが認められる。

また、処分庁は、審査請求人から、二男の収入認定除外額について、二男の携帯電話代、二男が万引きした費用、審査請求人の貯金箱から二男が盗んでいた額の補填に充てた旨を聴取している。

加えて、処分庁は令和 2 年 8 月 24 日に返還会議を開催し、令和元年 12 月から令和 2 年 3 月までに認定除外した全額である 62,373 円の返還を求め、法第 77 条の 2 第 1 項に基づき徴収することとしており、同会議において、処分庁は、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13-5 に記載のある「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合」に該当するか検討し、いずれにも該当しないため、控除できないと判断していることが認められる。

問答集問 13-5 の答の(2)のエの②によると、「贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額」は、自立更生の範囲には含まれないとされており、二男が万引きした費用の補填については、「贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額」に該当し、自立更生の範囲には含まれないといえる。また、二男の携帯電話代、審査請求人の貯金箱から二男が盗んでいた額の補填についても、自立更生費として返還額から控除すべき真にやむを得ない理由があるとは認められず、問答集問 13-5 の

答の(2)のアからオのいずれにも該当しないといえる。

その他、本件処分における返還額から控除すべき金額はない。

よって、処分庁が、法第 63 条に基づく返還額の決定に当たり、自立更生費等について調査・検討を行い、これを認めないと判断したことについて、判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであるとはいえない。

したがって、処分庁が本件処分における返還額を 62,373 円としたことに、裁量権の逸脱又は濫用と認められるものはない。

3 審査請求人世帯からの二男の転出について

審査請求人は、二男は親権移動しており、二男が引き起こした負債で親権者（保護者）が変わることで清算は当然であり、返還、徴収するのであれば、新しい親権者（保護者）からすべきではないか、と主張している。

しかしながら、生活保護は原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされている。

本件処分は、審査請求人が二男と同一世帯であった令和元年 12 月から令和 2 年 3 月の期間において、審査請求人世帯に対し過支給となった保護費の返還を求めるものであるから、本件処分時点で二男が審査請求人世帯から転出していたとしても、審査請求人世帯に対し過支給となった保護費の返還義務は、世帯主である審査請求人に課されるものであるといえる。

したがって、二男の新しい親権者から返還、徴収すべきという審査請求人の主張は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 5 年 3 月 23 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 6 月 8 日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

処分庁は、次官通知及び課長通知に則り、二男の就労収入のうち修学旅行費に充てられる額については収入認定しないこととし、令和元年12月から令和2年3月までにおける二男の就労収入から基礎控除、未成年者控除及び必要経費を超えた額の合計である62,373円を収入認定から除外したことが認められる。

しかしながら、令和2年6月3日に二男の収入認定除外額を管理していた普通預金口座から、その時点の口座残額の全額である76,452円が引き出されており、審査請求人は、その用途について二男の携帯電話代並びに同人が万引きした費用及び審査請求人の貯金箱から盗んでいた額の補填に充てた旨を主張している。

よって、審査請求人が、修学旅行費として収入認定除外されていた62,373円を目的外に費消したことは明らかであり、処分庁が、当該収入認定除外額について法第63条に基づき返還処理を行うべきとしたことに違法又は不当な点は認められない。

法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、自立更生費を本来の要返還額から控除して返還額を決定して差し支えないとされている（問答集問13-5答(2)）。

処分庁は、返還額の決定に当たって、審査請求人に対し収入認定除外額の用途について聴取を行い、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合」に該当するかについて検討を行った上で、控除すべき額はない旨の判断をしたことが認められる。

以上のことから、本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也